

**「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」
に対する意見募集に提出された主な意見と研究会の考え方**

1 意見募集期間 平成19年6月20日～平成19年7月20日

2 提出意見数

(1) 事業分野別

・ 通信関係事業者・団体	11件
・ 放送関係事業者・団体	29件
・ 新聞関係事業者・団体	3件
・ その他の事業者・団体	11件
・ 個人	222件
合 計	276件

※ 個々の事業者・団体がどの分野に分類されるかについては、事務局の判断により行った。

(2) 提出方法別

・ 電子メール	261件
・ 郵送	6件
・ F A X	4件
・ 電子メール及び持参	2件
・ 持参	1件
・ 電子メール及びF A X	1件
・ 郵送及びF A X	1件
合 計	276件

3 意見提出者（五十音順）

（注）事業者等の分類は、事務局において便宜上設けたもの。

(1) 通信関係事業者・団体

- ・ イーアクセス株式会社
- ・ 宇宙通信株式会社
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ
- ・ KDDI株式会社
- ・ KVH株式会社
- ・ ジェイサット株式会社
- ・ ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- ・ 社団法人テレコムサービス協会
- ・ 西日本電信電話株式会社
- ・ 東日本電信電話株式会社
- ・ 北海道総合通信網株式会社

(2) 放送関係事業者・団体

ア 地上テレビ放送関係事業者・団体

- ・ 朝日放送株式会社
- ・ 九州朝日放送株式会社
- ・ 株式会社静岡朝日テレビ
- ・ 株式会社テレビ朝日
- ・ 株式会社テレビ東京
- ・ 株式会社東京放送
- ・ 名古屋テレビ放送株式会社
- ・ 日本放送協会

- ・ 日本テレビ放送網株式会社
 - ・ 社団法人日本民間放送連盟
 - ・ 日本民間放送労働組合連合会
 - ・ 株式会社フジテレビジョン
 - ・ 株式会社毎日放送
 - ・ 読賣テレビ放送株式会社
- ##### イ ラジオ放送関係事業者
- ・ 株式会社エフエム東京
 - ・ 株式会社エフエムナックファイブ
 - ・ 株式会社エフエム福岡
 - ・ 株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ
 - ・ 株式会社ニッポン放送
 - ・ 株式会社文化放送
 - ・ 横浜エフエム放送株式会社

ウ BS放送関係事業者

- ・ 株式会社ビーエス朝日
- ・ 株式会社BS日本
- ・ 株式会社WOWOW

エ CS放送関係事業者・団体

- ・ 社団法人衛星放送協会
- ・ 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

オ 有線放送関係事業者・団体

- ・ J:COMグループ代表 株式会社ジュピターテレコム
- ・ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・ 株式会社USEN

(3) 新聞関係事業者・団体

- ・ 株式会社朝日新聞社
- ・ 株式会社日本経済新聞社
- ・ 社団法人日本新聞協会

(4) その他の事業者・団体

- ・ 株式会社アイスタイル
- ・ 伊藤忠商事株式会社
- ・ 株式会社ソニー・放送メディア
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
- ・ 平和と人権研究会
- ・ マイクロソフト株式会社
- ・ メディア総合研究所
- ・ メディアフロッジャパン企画株式会社
- ・ ヤフー株式会社
- ・ 楽天株式会社
- ・ ロージナ茶会

(5) 個人

4. 主な提出意見と総務省の考え方（主な提出意見は、事務局において整理・要約したもの。）

1 現状認識

項目	主な提出意見	研究会の考え方
(1)日本の情報通信の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行法体系のレビューを十分に行い、その検討を踏まえた上で、抜本的再編の必要性を明確にすべき。(楽天(株)) ○ 情報通信政策にはコミュニケーション、社会文化の観点からの議論も必要。(個人) 	<p>通信・放送法制度の見直しにあたっては、ユビキタスネット社会の到来を見据え、制度上対応が求められる事項を洗い直し、抜本的に再構成する視点が求められると考えます。</p> <p>【P12、9行目】</p>

2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性

項目	主な提出意見	研究会の考え方
(1)ユビキタスネット社会を見通した検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来るべきユビキタス社会に柔軟に対応できるよう、現在の法体系を抜本的に見直すことについて賛成。(メディアフロンティアジャパン企画(株)) ○ 通信・放送法制の見直しにあたっては、従来の規制のフレームワークを抜本的に見直し、規制緩和の方向で検討すべき。(東日本電信電話(株)) 	<p>公正競争の確保や利用者利益の保護といった必要不可欠な規律を除き、現行の規制は可能な限り緩和・集約化に努めるべきと考えます。</p> <p>【P14、29行目】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ALL IP 化だけを前提とした議論に疑問。((株)東京放送、(株)フジテレビジョン、名古屋テレビ放送(株)、(株)毎日放送) 	<p>法体系の見直しの検討にあたっては、ユビキタスネット社会の到来を見据え、制度上対応が求められる事項を洗い直し、抜本的に再構成する視点が求められており、ALL IP 化だけを前提として議論がなされているわけではありません。</p>

		【P12、9行目】
(2)基本的方向性	<p>○ 『「情報の自由な流通」（通信・放送における表現の自由）、「すべての国民が情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会の実現」及び「安全・安心なネットワーク社会の構築」を、通信・放送法制の基本理念として明確化すべきである。』との理念については、高く評価でき、賛意を表す。「表現の自由の確保と国民の利益」を最優先に議論が進むことを切望。((株)毎日放送)</p> <p>○ 1)表現の自由、知る権利、見る権利を保障すること 2)各種情報インフラに『ライフライン』としての機能を持たせること 3)報道から娯楽番組まで、優良コンテンツの供給と、それらに対するアクセスを確保すること。 この3つの視点に立った上で、新しい法制度へ移行することが国民にどのようなメリットをもたらすのかをまず具体的に検証し、提示することが必要。((株)テレビ朝日)</p> <p>○ 新たな通信・放送法制の設計に当たっては、わが国のあらゆる産業の基盤となる、情報通信産業の発展や国際競争力強化を前提に、積極的にイノベーションを促進することを目標に据えるべき。規制の多い現行法制を単に縦から横に組み換えるのではなく、融合・連携の実現にとってポトルネットになっている事項を明らかにし、それを解決することに十分留意する必要がある。((社)日本経済団体連合会)</p> <p>○ 通信・放送法制の抜本的再編の方向性として、情報通信</p>	<p>新たな法制度の検討にあたっては、「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」を基本理念として明確化すべきと考えます。また、具体的な制度設計にあたっては、可能な限り速やかに、情報通信審議会に諮問するなど、新たな法体系の具体像について更なる検討の場を設けるべきと考えます。</p> <p>【P13、10行目。P33、16行目】</p> <p>情報通信のボーダレス化が益々本格化している状況において、通信・放送法制における規律体系についても、世界的観点からも最低限共通に必要なと考えられる規律を国家として責任をもって先導的に整備し、その上で諸外国との国際調整により問題解決を図ることが、海外展開を目指す事業者の予見可能性を高め、イノベーションの促進を通じて我が国全体の国際競争力の強化をもたらすとの観点からも極めて重要であると考えます。</p>

	<p>産業の国際競争力の強化が目的であることを明確に位置づけるべき。(楽天(株))</p> <p>○ 現行の放送法の理念を含め、メディアが果たす文化的役割やジャーナリズムとしての機能についても、制度検討の基本理念として踏まえるべき。((株)フジテレビジョン)</p> <p>○ 新しい法体系への移行に当たっては、既存の放送局がデジタル化のパイオニアの役割のみを押し付けられ、結果的に競争上不利益を蒙ることがないように段階的なスケジュールに沿って改革を進めることを強く要望。((株)東京放送)</p>	<p>【P11、21 行目】</p> <p>放送は、受け手にとり、多様かつ良質な情報を迅速に提供する有用な手段として現代社会において特別の役割を担っており、技術革新により伝統的な「放送」概念が変容しつつあるとしても、放送がこれまで果たしてきた役割自体の社会的重要性が失われるわけではないと考えます。</p> <p>【P17、14 行目、26 行目】</p>
<p>(3) 具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約化</p>	<p>○ レイヤー型の法体系への転換と規制緩和の方向性に基本的に賛成。(イーアクセス(株)、宇宙通信(株)、KDDI(株)、(株)ジュピターテレコム、伊藤忠商事(株)、(株)ソニー・放送メディア、ロージナ茶会)</p> <p>○ レイヤー構造への転換は基本的方向性としては妥当。((社)日本経済団体連合会)</p> <p>○ 情報通信法(仮称)に一本化することにより、レイヤー間・レイヤー内での公正競争を促すことが可能と考えられることから法体系の見直しに基本的に賛成。(北海道総合通信網(株))</p> <p>○ 視聴者は伝送路による違いをそれほど意識していないため、サービス指向型の法体系への移行は自然の流れ。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</p>	<p>事業者が従来のメディアの垣根を越えて自由に事業展開するためには、規律対象範囲をできるだけ大括りに捉えるとともに、情報流通の中での位置づけ・役割の違いに応じ、レイヤー毎に共通的に規律すること、またレイヤー間の規律の明確化を図ることが必要であり、レイヤー型の法体系を目指すべきと考えます。</p> <p>【P13、28 行目。P14、22 行目。】</p>

	<p>○ 現行制度が良好に機能していることや、EU型の法体系を採用する理由に乏しい等、現状ではレイヤー型の法体系の必要性が認められない、またはレイヤー型の法体系に反対。(朝日放送(株)、九州朝日放送(株)、(株)テレビ朝日、(株)東京放送、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(社)日本民間放送連盟、日本民間放送労働組合連合会、(株)フジテレビジョン、読売テレビ放送(株)、(株)エフエム東京、(株)エフエム福岡、(株)TBS ラジオ&コミュニケーションズ、(株)BS日本、メディア総合研究所)</p> <p>○ レイヤー型の法体系への転換には慎重・十分な検討が必要。((株)テレビ東京、(株)毎日放送、(株)WOWOW)</p> <p>○ 法体系の抜本的再編に際して、現行制度の検証や再編の効果の検証が不十分。((株)テレビ朝日、(社)日本民間放送連盟、(株)ビーエス朝日、(株)朝日新聞、(社)日本新聞協会)</p>	<p>①情報通信社会の構造変化への対応、②自由な事業展開可能な環境整備、③包括的な利用者保護対策、④規律内容の技術中立性の確保、⑤国際的整合性の確保という点から通信・放送法制の見直しが必要と考えます。</p> <p>【P13、20 行目】</p>
	<p>○ 法体系の見直しの検討は、原則として規制を緩和し、必要最小限の規制とするとともに、公正競争を確保する方向で行うべき。(イーアクセス(株)、KDDI(株)、マイクロソフト(株))</p>	<p>法体系の見直しの検討にあたっては、規律対象範囲をできるだけ大括りに捉えるとともに、思い切って各種規制を緩和・集約し、当該規律対象に共通に必要な最低限の規制・規律を課すにとどめることが適切と考えます。</p> <p>【P13、29 行目】</p>
	<p>○ どのようにレイヤーを区分するかどうか、という点については十分な議論が必要。(KDDI(株)、ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(社)日本経済団体連合会、楽天(株))</p>	<p>レイヤーの区分については、コンテンツ、プラットフォーム、伝送インフラの区分を基本とし、新たな法体系の具体像については、更なる検討の場を設けるべきと考えます。</p> <p>【P33、17 行目】</p>

	<p>○ 法制度を抜本的に見直す場合でも、ボトルネックを有する市場支配的な事業者に対する規制を継続することが必要。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ 各レイヤー単位での市場支配力濫用規制、また、レイヤーを垂直統合的に支配することが可能な支配的グループ会社への規制に関する議論も必要。(北海道総合通信網(株))</p>	<p>法体系の見直しにあたっては、公正競争の確保や利用者利益の保護は必要不可欠な規律であると考えます。</p> <p>【P14、29 行目】</p>
	<p>○ CATV は3レイヤーの機能を有するため、レイヤー区分により事業に支障が生じないよう制度設計すべき。((社) 日本ケーブルテレビ連盟))</p>	<p>具体的な制度設計にあたっては、可能な限り速やかに、情報通信審議会に諮問するなど、新たな法体系の具体像について更なる検討の場を設けるべきと考えます。</p> <p>【P33、16 行目】</p>

3 コンテンツに関する法体系のあり方

項目	主な提出意見	研究会の考え方
(1) 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ規律に関する法体系の統合・再構成に賛成。(KDDI(株)、個人) ○ 「社会的機能および社会的影響力に重点を置いて、技術中立的にコンテンツ規律体系を一元的に再構築」することは、賛成。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ) ○ 今回の中間取りまとめにおけるコンテンツに対する方向性については、EU法をモデルとした基本的な大枠など賛同。((社)テレコムサービス協会) ○ 包括的、類型的なコンテンツ規律には反対。(日本民間放送労働組合連合会、(株)ビーエス朝日、個人) 	<p>ユビキタスネットワーク社会においては、情報通信ネットワークにおける情報流通を担う当事者は、放送・通信の区別なく、等しく「安全・安心なネットワーク社会」を構築するための責任を果たすべきであり、そのための規律の在り方についても一元的に検討することが適切と考えます。</p> <p>【P16、17 行目】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ規律に関しては慎重な検討が必要。原則として自由であり、自主的な取り組みによる対応を基本とすべき。((社)テレコムサービス協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、日本放送協会、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、(株)朝日新聞社、(社)日本新聞協会、(社)日本経済団体連合会、楽天(株)) 	<p>コンテンツ規律のあり方について検討するにあたっては、情報通信ネットワークを用いた「表現の自由」を確保することを最も重視すべきと考えます。</p> <p>【P16、21 行目】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ規律の再構成、及び規制強化については、諸外国との整合性を考慮した上で、慎重に検討すべき。(マイクロソフト(株)) 	<p>情報流通のボーダレス化が益々本格化している状況において、世界的観点からも最低限共通に必要なと考えられる規律を国家として責任をもって先導的に整備し、その上で諸外国との国際調整により問題解決を図る必要があると考えます。</p>

	<p>○ 「公然性」、「公然通信」の対象範囲を明確にすべき。((社)日本経済団体連合会、宇宙通信(株)、個人)</p> <p>○ 「公然性」を有するものについて規律対象とする議論を行うのであれば、「公然性」の判断基準が明らかになる必要がある。そのことを明記する必要がある。((社)テレコムサービス協会)</p> <p>○ 「公然通信」の対象に、限られた範囲内で行われる情報通信まで含まれるのか否か、含まれるとしたらその範囲はどこまでなのか、を明確にする必要がある。(ヤフー(株))</p> <hr/> <p>○ 所謂放送類似サービスと従来より通信として区分されているコンテンツ配信サービスの境界線についても明確化を図るべき。(宇宙通信(株))</p> <p>○ 「メディアサービス」のコンテンツについて、現在行われているような最小限の規制は必要であるが、中間取りまとめでは、規制の根拠としての「社会的影響力」の定義や、どのようなメディアやコンテンツが規制対象になるのかが曖昧であり、恣意的な規制となる懸念がある。規制を懸念して新たなサービスや事業の台頭が阻害されないよう、具体的なケースも念頭に置いた幅広い検討が必要。((社)日本経済団体連合会)</p> <p>○ メディアサービスの類型化が不明確であり、更なる議論が必要。(朝日放送(株)、九州朝日放送(株)、日本民間放送労働組合連合会、(株)BS 日本、(株)朝日新聞、個人)</p>	<p>【P11、21 行目】</p> <p>オープンメディアコンテンツ(公然通信)は、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信」と捉えることが適当であり、特定性の有無のメルクマールとして、送信者と受信者の間の紐帯関係等を総合的に勘案して、送信者が不特定の者に情報発信しようとしているかを判断することが適当と考えます。</p> <p>【P21、8 行目】</p> <p>現行の放送及び今後登場することが期待される放送に類比的可能なコンテンツ配信サービス(以下これらを合わせて「メディアサービス」(仮称)とする。)については、「特別な社会的影響力」を有することに鑑み、成熟した規律体系である放送法制を基本として、「必要最低限のルールを自律原則とともに整備し表現の自由を確保する」という理念を堅持しつつ、情報の自由な流通を確保する観点から、技術中立的・一元的にコンテンツ規律を適用することが適当と考えます。</p> <p>なお、「特別な社会的影響力」の程度の判断指標としては、①映像／音声／データといったコンテンツの種別、②画面の精細度といった当該サービスの品質③端末によるアクセスの容易性、④視聴者数、⑤有料・無料の区別などが考えられ、その際、恣意的な運用を排除するため、指標は可能な限り外形的に判断可能なものとする必要があると考えま</p>
--	---	---

	<p>○ 融合法制において、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等を整理し明確化を図り、電気通信事業者がインターネット上の違法・有害情報等の問題に対して、臨機応変に対応できるようにすることが必要。コンテンツに対するゾーニング規制を実施する場合には、その対象を一義的にはコンテンツの作成者や掲載者とするを明確にすべきであり、電気通信事業者に対しては過度な義務を課さずに、情報削除対応等を必要な時に実施する程度の最小限の規制が望ましい。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ 著作権法上の通信・放送との関係についても整理・検討すべき。((株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、(社)衛星放送協会、(株)ジュピターテレコム、(株)ソニー・放送メディア、楽天(株))</p>	<p>す。特に、社会的影響力を有するいわゆるマスメディアについては寡占的な状況にあるのが一般的であり、寡占性が受信者の情報選択の可能性を狭め、これが社会的影響力の根源となっていると考えられることから、市場の寡占性及び当該市場における物理的なボトルネック性の有無及びその程度を、特別な社会的影響力の程度を判断する際の重要な指標とすべきであり、具体的な指標を決定するにあたっては、その公正性・客観性を確保するため、関係者の意見を幅広く聴取しつつ今後さらに検討を進め、表現の自由の確保に十全に配慮したものとする必要があると考えます。</p> <p>【P17、33行目。P19、13行目】</p> <p>違法な情報への迅速な対応・被害の防止・被害者の救済を図るため、例えば、関係者の法的責任の明確化やISP等による削除等の対応の法的根拠の整備など、行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組みを整備することが必要と考えます。</p> <p>また、有害な情報に対しても、フィルタリングの提供の在り方について検討するなど、いわゆる「ゾーニング」規制を導入して広汎な内容規制の適用を回避しつつコンテンツ流通の健全性を確保することの適否を検討すべきと考えます。</p> <p>【P22、15行目。P23、14行目】</p> <p>今後、著作権法制も含め、関係府省が連携して既存法制の整合性を検証、課題を再整理し、「包括的なユビキタスネット法制」として再設計する可能性についても議論すべきと考えます。</p>
--	--	--

		【P34、1行目】
<p>(2)メディアコンテンツ規律の再構成</p>	<p>○ 多様なメディアの参入を促すため、最小限度の規律を課す方向で検討する方針は、コンテンツ市場の活性化を鑑み歓迎。ただし規制による市場参入の参加意欲減退を招かぬよう、今後更に検討すべき。(北海道総合通信網(株))</p> <p>○ メディアコンテンツ規律について、無線局免許ではない他の法制を用意することについて賛同するが、それが地上テレビジョン放送と同等の免許制度のようなものとするのかどうかについては、議論の必要性がある。((社)テレコムサービス協会)</p> <hr/> <p>○ 「社会的影響力」という曖昧な概念を根拠とした規制は適当ではない。現在、放送が他のメディアと異なり、一定の規制を受ける根拠は、「社会的影響力」そのものではなく、「社会的影響力」と一体としての「有限資源である電波利用に起因する公共性」及び、それに伴うプレーヤーの限定性である。</p> <p>有限性を持たないインターネット上のコンテンツ配信等について、社会的影響力のみを根拠とした規制を課すことは適当でない。また、社会的影響力の強い新聞等の他のメディアが規制されていないことも整合性がとれない。</p> <p>したがって、コンテンツについては、原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とした上で、規制は必要最小限とし、現行以上に規制を拡大・強化すべきではない。((社)日本経済団体連合会、楽天(株))</p>	<p>「メディアサービス」(仮称)については、「特別な社会的影響力」を有することに鑑み、成熟した規律体系である放送法制を基本として、「必要最低限のルールを自律原則とともに整備し表現の自由を確保する」という理念を堅持しつつ、情報の自由な流通を確保する観点から、技術中立的・一元的にコンテンツ規律を適用することが適当と考えます。</p> <p>【P17、34行目】</p> <hr/> <p>放送は、直接かつ瞬時に、全国の不特定多数の視聴者に対し同報的に情報発信するメディアであり、他の情報通信メディアと比較しても強い社会的影響力(特別な社会的影響力)を有している一方で、受け手にとり、多様かつ良質な情報を迅速に提供する有用な手段として現代社会において特別の役割を担っています。具体的には、健全な民主主義の発達に資する言論報道機関としての機能、地域住民の生活に必要不可欠な情報提供や、多様化する国民のニーズに応じた豊かで良質な各種番組の提供などです。放送はこのような「特別な社会的影響力」に鑑み、番組編集にあたっての①公安及び善良な風俗、②政治的公平性、③報道の正確性、④論点の多角解明といった準則に従うべきこと等の規制が課されていると考えます。</p> <p>このため、現行の放送及び今後登場することが期待される放送に類比可能なコンテンツ配信サービスについては、</p>

「特別な社会的影響力」を有することにかんがみ、成熟した規律体系である放送法制を基本として、「必要最低限のルールを自律原則とともに整備し表現の自由を確保する」という理念を堅持しつつ、情報の自由な流通を確保する観点から、技術中立的・一元的にコンテンツ規律を適用することが適当と考えます。

なお、情報通信メディアは、不特定の者に瞬時に動画や音声を伴う映像を通じて視聴される点で、他の印刷メディアとは異なる社会的影響力を与えることができるものと考えます。

【P17、12行目。P17、33行目。P16、34行目】

○ コンテンツ規律は事前規制にそぐわず、事後規制型の規律とする検討が必要。(株)USEN)

情報通信ネットワークを流通するコンテンツについては、当該コンテンツを公然性を有するものと公然性を有しないものに区分した上で、後者については引き続き通信の秘密を最大限保障することとします。そして公然性を有するコンテンツに関し、①現行の放送及び今後登場することが期待される放送に類比可能なコンテンツ配信サービスについては、「特別な社会的影響力」を有することにかんがみ、成熟した規律体系である放送法制を基本として、「必要最低限のルールを自律原則とともに整備し表現の自由を確保する」という理念を堅持しつつ、情報の自由な流通を確保する観点から、技術中立的・一元的にコンテンツ規律を適用することが適当と考えます。一方、②メディアサービスのコンテンツ以外の公然性を有する情報通信コンテンツについては、表現の自由の保障を最大限確保することとした上で、表現の自由と公共の福祉を調整する規律として、違法コンテンツの最低限

	<p>○ 「特別メディアサービス」や「一般メディアサービス」等、各区分の適用対象や範囲を今後の検討の中でより明確にしていくことが必要。その上で、コンテンツに対する規制は最小限に留めることが必要。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(株)テレビ東京、日本民間放送労働組合連合会)</p> <p>○ 明確にどのような事業者が該当するかを限定的に例示し、それ以外は一般メディアには該当しないとされたい。例示する事業者も、既存の地上波放送以外の放送業者の枠を出ないことが望ましい。(株)アイスタイル)</p> <p>○ メディアサービスを「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」に類型化する際の「社会的機能・影響力」の基準があいまいである。メルクマールとして①コンテンツの種別</p>	<p>の流通対策を講ずるとともに、有害コンテンツについても規律の可能性について検討すべきと考えます。</p> <p>【P17、30行目】</p> <p>「メディアサービス」について、その特別な社会的影響力に基づき更に類型化した上で、その影響力の程度に応じて、現行の放送規制を緩和する方向で「階段状」に規制を再整理すべきと考えます。具体的には、現在の地上テレビジョン放送のように、特に強い「特別な社会的影響力」を有し、特別な公共的役割を担う「メディアサービス」は、「特別メディアサービス(仮称)」として、現在の放送のコンテンツ規律を原則維持することとし、その他の「メディアサービス」については「一般メディアサービス(仮称)」として規制を緩和する方向で検討すべきと考えます。</p> <p>「一般メディアサービス」の範囲については、現在のCS放送等とともに、インターネット上で提供される映像配信サービスの中にも、専用端末を用いテレビと同様に容易なアクセスを実現するなど、視聴者からみて現在の放送と同等の機能・品質を有するものが将来的には現れ得ることなどを踏まえ、現在の放送に類比可能なコンテンツ配信サービスのうち、事業性があり、かつ一定以上の社会的影響力を有するものについて対象とする方向で検討すべきと考えます。</p> <p>【P19、5行目。P20、10行目】</p> <p>メディアサービスの類型化のメルクマールとなる「特別な社会的影響力」の程度の判断指標としては、①映像／音声／データといったコンテンツの種別、②画面の精細度といっ</p>
--	--	---

②アクセスの容易性③視聴者数などが掲げられているが、いずれも画然としたものではなく、恣意が入り込む余地がある。(株)朝日新聞社、(株)BS日本)

- メディアコンテンツに関しては、特別メディアと一般メディアを区分する社会的機能と影響力の定義を明確にする必要があり、視聴者数や自主コンテンツ制作能力を基準とするなど今後とも詳細な検討が必要。(伊藤忠商事(株))
- 類型化の具体的なメルクマールの検討に当たっては、多様化する受信態様や視聴者ニーズに対応した新たな放送サービスの発展を妨げないよう十全な議論を期待。(メディアフロンティアジャパン企画(株))

○ 「特別メディアサービス」として分類されるべき対象は、原則として現在の地上テレビジョン放送とし、これに適用されるコンテンツ規律を、現在の地上テレビジョン放送に対する規律を維持することについては賛成。(ヤフー(株))

○ 地上波テレビ放送の免許を受けた民間企業は、地上波テレビ放送の高い情報伝達能力故に、他の情報インフラよりも様々な点で競争上優位に立っており質の高いコンテンツを制作しやすい環境にあるのだから、その放送するコンテンツについては、あまねく国民にこれを伝達する義務を負うべき。(個人)

た当該サービスの品質③端末によるアクセスの容易性、④視聴者数、⑤有料・無料の区別などが考えられ、その際、恣意的な運用を排除するため、指標は可能な限り外形的に判断可能なものとする必要があると考えます。特に、社会的影響力を有するいわゆるマスメディアについては寡占的な状況にあるのが一般的であり、寡占性が受信者の情報選択の可能性を狭め、これが社会的影響力の根源となっていると考えられることから、市場の寡占性及び当該市場における物理的なボトルネック性の有無及びその程度を、特別な社会的影響力の程度を判断する際の重要な指標とすべきと考えます。具体的な指標を決定するにあたっては、その公正性・客観性を確保するため、関係者の意見を幅広く聴取しつつ今後更に検討を進め、表現の自由の確保に十全に配慮したものとすることが必要と考えます。

【P19、13行目】

「特別メディアサービス」は、言論報道機関として健全な民主主義の発達に最も重要な強い世論形成機能を有し、地域住民の生活に必要な不可欠な情報を総合的にあまねく提供する一方、災害など非常時における主要な情報伝達手段としての機能など特別な公共的役割を担うコンテンツ配信として位置づけられ、このような基軸的メディアとしての役割は、現在は主として地上テレビジョン放送が担っているものと考えます。

「特別メディアサービス」に適用されるコンテンツ規律は、当該サービスの特に強い「特別な社会的影響力」及びその特別な公共的役割に鑑み、放送の多元性・多様性・地域性

	<p>○ 現在の地上放送を一律に「特別メディアサービス」と位置づけるのではなく、真に公共性・不可欠性の高い地上放送に限定して「特別メディアサービス」とし、それ以外の地上放送については、「一般メディアサービス」として現状より規制を緩めることも検討すべき。(社)日本経済団体連合会)</p>	<p>の確保を目的とするマスメディア集中排除原則を含め、現在の地上テレビジョン放送に対する規律を原則として維持することが適当と考えます。</p> <p>【P19、25 行目】</p>
	<p>○ 基幹放送(地上放送)は、ハード・ソフト一致の事業形態により社会に貢献しており、その重要性を明確にすべき。(株)静岡朝日テレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(社)日本民間放送連盟、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、)</p> <p>○ 地上ラジオ放送の基幹放送としての重要性を明確にすべき。(社)日本民間放送連盟、日本民間放送労働組合連合会、(株)エフエム東京、(株)エフエムナックファイブ、(株)エフエム福岡、(株)TBS ラジオ & コミュニケーションズ、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)</p> <p>○ BS放送の準基幹放送としての位置づけを明確にすべき。(社)日本民間放送連盟、(株)BS 日本、(株)WOWOW)</p> <p>○ CATV は地域公共放送として特別メディアサービスと同等の性格をもつ。(株)ジュピターテレコム、(社)日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>「特別メディアサービス」の具体的範囲については、今後の具体的制度設計の際に、非常時の情報伝達、地域情報の提供の確保など、「特別メディアサービス」として求められる社会的機能が何かを決定した上で現行メディアについて具体的な当てはめを行うこととすべきと考えます。</p> <p>【P20、4 行目】</p>
	<p>○ 一般メディアサービスの規律緩和に賛成。(ジェイサット(株)、(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、(株)ソニー・放送メディア、(社)日本経済団体連合会)</p>	<p>「一般メディアサービス」の規律内容については、原則として現行の放送規制を緩和する方向で検討すべきと考えます。</p> <p>【P20、16 行目】</p>

	<p>○ 「放送」という名称と理念の維持と明確化が必要。通信ネットワークと放送には依然として特性の違いがある。((社)日本民間放送連盟、(株)東京放送、(株)毎日放送、(株)テレビ朝日、エフエム福岡、メディア総合研究所)</p> <p>○ 行政による「適合性審査」はやめ、諸外国の制度もしくは日本のかつての「電波監理委員会」のように適合性審査の主体は政府から独立した行政委員会などに委ねられるべき。(日本民間放送労働組合連合会、個人)</p> <p>○ NHKを支えている現行の受信料制度の位置づけが「総合的な法体系」のなかでどのようになるのか、「中間とりまとめ」に言及がないことに疑問。(日本民間放送労働組合連合会)</p>	<p>放送は、直接かつ瞬時に、全国の不特定多数の視聴者に対し同報的に情報発信するメディアであり、他の情報通信メディアと比較しても強い社会的影響力(特別な社会的影響力)を有しており、技術革新により伝統的な「放送」概念が変容しつつあるとしても、放送がこれまで果たしてきた役割自体の社会的重要性が失われるものではないと考えます。</p> <p>【P17、12行目、26行目】</p> <p>今後具体的な制度設計の検討が行われる中では、その制度を運用する行政組織のあり方についても検討課題となるものと考えます。</p> <p>【P33、19行目】</p> <p>具体的な制度設計にあたっては、可能な限り速やかに、情報通信審議会に諮問するなど、新たな法体系の具体像について更なる検討の場を設けるべきと考えます。</p> <p>【P33、16行目】</p>
(3)「公然通信」	<p>○ インターネットコンテンツ全体に規制をかけることは不適切。言論・表現の自由が脅かされる。((社)日本民間放送連盟、(株)日本経済新聞社、楽天(株)、KDDI(株)、(社)日本経済団体連合会、個人)</p>	<p>メディアサービスのコンテンツ以外の公然性を有する情報通信コンテンツ(以下これを「オープンメディアコンテンツ」(仮称)とする。)については、表現の自由の保障を最大限確保することとした上で、表現の自由と公共の福祉を調整する規律として、違法コンテンツの最低限の流通対策を講ずるとともに、有害コンテンツについても規律の可能性について検討すべきと考えます。</p> <p>【P18、2行目】</p>

	<p>○ 事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、法的根拠や対応基準の明確化等の規律が必要。(KDDI(株)、ソフトバンク)</p>	<p>違法な情報への迅速な対応・被害の防止・被害者の救済を図るため、例えば、関係者の法的責任の明確化やISP等による削除等の対応の法的根拠の整備など、行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組みを整備すべきと考えます。</p> <p>また、民間事業者による有害か否かの具体的判断を支援するための第三者機関を制度化することについても、その必要性も含め検討すべきと考えます。</p> <p>【P22、15行目。P23、18行目】</p>
	<p>○ 運営主体の相違(事業者なのか個人なのか)や発信するコンテンツの性質(運営者が主体となって発信するのか、いわゆるCGMなのか)を考慮して、ある程度の区分を行ったうえで、それぞれに見合ったルールの設定をすることも考えられるのではないか。(株)アイスタイル)</p>	<p>情報通信ネットワークを流通するコンテンツについては、当該コンテンツを公然性を有するものと公然性を有しないものに区分した上で、後者については引き続き通信の秘密を最大限保障することとします。そして公然性を有するコンテンツに関し、①現行の放送及び今後登場することが期待される放送に類比可能なコンテンツ配信サービスについては、「特別な社会的影響力」を有することにかんがみ、成熟した規律体系である放送法制を基本として、「必要最低限のルールを自律原則とともに整備し表現の自由を確保する」という理念を堅持しつつ、情報の自由な流通を確保する観点から、技術中立的・一元的にコンテンツ規律を適用することが適当と考えます。一方、②メディアサービスのコンテンツ以外の公然性を有する情報通信コンテンツについては、表現の自由の保障を最大限確保することとした上で、表現の自由と公共の福祉を調整する規律として、違法コンテンツの最低限の流通対策を講ずるとともに、有害コンテンツについても規</p>

	<p>○ 誹謗中傷情報やデマ情報を公衆に流布させることにより被害者に甚大な損害を与えうることは、当該情報が公衆に向けて同時に発せられるか、求めに応じて時間差で発せられるかによって変わるものではないため、公然性のある通信についても、放送と同様に、法的な責任主体の登録・届出等が求められるのではないかと。(個人)</p> <p>○ 公然通信に係るコンテンツに関して、「共通ルール」の基本部分を規定するとあるが、適当ではない。違法コンテンツは、その処罰法により対処すべきであって、インターネット等による配信だからといって特別な規制を課すのは適当ではない。(社)日本経済団体連合会、個人)</p> <p>○ 「公然通信」の分野に違法有害な情報が流れ、これを規律する有効な制度が未整備なのは確かであるが、だからといって新たに「関係者全員が遵守すべき共通ルール」を作るのは、表現の自由に抵触する懸念をめぐえず、慎重を期すべきである。(株)朝日新聞社、(株)ビーエス朝日)</p> <p>○ 「公然通信」については、不特定多数の発信者が存在するため、事業者が違法・有害情報に関する適正性判断に関与することは困難であることに留意する必要がある。(KDDI(株))</p>	<p>律の可能性について検討すべきと考えます。</p> <p>【P17、30 行目】</p> <p>「オープンメディアコンテンツ(公然通信)」についても、社会的法益を侵害するものも含め、違法な情報への迅速な対応・被害の防止・被害者の救済を図るため、例えば、関係者の法的責任の明確化や、ISP等による削除やレイティング設定等の対応の法的根拠の整備など、行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組みを整備すべきと考えます。</p> <p>【P22、14 行目】</p> <p>「オープンメディアコンテンツ(公然通信)」に関しては、表現の自由が最大限保障される必要があり、その観点からも新たな法体系の基本理念に「情報の自由な流通」を掲げるべきとしているところであり、オープンメディアに対して番組編集準則等の「メディアサービス」と同等の規律を課すべきではないが、例外的な措置として、「オープンメディアコンテンツ」の内容が他者の権利を侵害したり、公共の安全や青少年の健全な成長を損なったりすることのないよう、表現の自由と公共の福祉を調整する最低限の規律を検討することが必要と考えます。</p> <p>【P20、31 行目】</p> <p>違法な情報への迅速な対応・被害の防止・被害者の救済を図るため、例えば、関係者の法的責任の明確化やISP等による削除等の対応の法的根拠の整備など、行政機関が直接関与しない形での対応を促進する枠組みを整備すべきと</p>
--	---	---

	<p>○ 有害コンテンツに対する何らかの規律を定めるという趣旨には賛同。((株)ジュピターテレコム)</p> <p>○ いわゆる有害コンテンツについては、その旨を示すメタデータを付与することを推進し、フィルタリングソフトやフィルタリングサービスにより対処することが考えられる。(ロージナ茶会)</p> <p>○ 有害コンテンツについては、憲法が保障する表現の自由にも関わるため、国が一律のガイドライン等を作成することについても慎重に考えるべき。((社)日本経済団体連合会)</p> <p>○ 何を有害情報とするかについては、社会的コンセンサスが必要。(ヤフー(株))</p>	<p>考えます。</p> <p>また、民間事業者による有害か否かの具体的判断を支援するための第三者機関を制度化することについても、その必要性も含め検討すべきと考えます。</p> <p>【P22、15行目。P23、18行目】</p> <p>有害な情報対策については、いわゆる「ゾーニング」規制を導入して広汎な内容規制の適用を回避しつつコンテンツ流通の健全性を確保することの適否を検討すべきであり、具体的にはフィルタリングの提供のあり方について検討すべきと考えます。</p> <p>【P23、14行目】</p> <p>「有害な情報」とは、違法な情報とは必ずしも言い難いが、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者の権利や福祉にとって有害と受け止められる情報であり、具体例としては、公序良俗に反する情報や青少年に有害な情報が挙げられると考えます。</p> <p>【P22、21行目】</p>
--	---	---

4 プラットフォームに関する法体系のあり方

項目	主な提出意見	研究会の考え方
(1) 基本的な考え方	<p>○ 技術革新・サービス創造や事業者の自由な事業活動の妨げとならないよう、プラットフォーム機能に対する規制は差し控えるべき。(東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、(株)ジュピターテレコム、楽天(株)、伊藤忠商事(株)、メディアフロージャパン企画(株))</p> <p>○ プラットフォームについては、規制を第一に考えるのではなく、新しい多様なプラットフォームが出現・成長し、情報通信産業の国際競争力強化や技術革新によるユーザーの利便性向上が実現するような環境を整備することを重視するべきである。仮にプラットフォームの独占性・寡占性による問題が生じる場合には、第一には独禁法により対処すべきであり、これにより対処できないことが明らかになった場合に、事前規制の必要性を検討すればよい。((社)日本経済団体連合会、(株)エヌ・ティ・ティドコモ)</p> <p>○ プラットフォーム機能のうち、変化が激しいと予想される機能に対する規律の適用は、慎重に検討すべき。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</p> <hr/> <p>○ 必要な範囲でプラットフォーム機能に対して、オープン性を確保するための規律の必要性を検討することについて賛成。ただし、オープン化によって情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害されることのないよう、十分な議論を行うべき。(KDDI(株))</p> <p>○ 視聴者保護や当該プラットフォームを利用する事業者に対する不当的差別の禁止等の規律は必要。しかし、必要最小限に止めるべき。規律の適用に際しては、衛星、CATV、IP など伝送路を問わず、当該プラットフォームが担っている機</p>	<p>現時点ではプラットフォームレイヤーを他のレイヤーから独立した規制として立法化する必要性は大きくはないものと考えますが、プラットフォームは、新興のサービスであることもあって、公正競争確保策や利用者保護策等についてこれまで十分な議論が行われていないのが実態であり、ユビキタスネット社会の健全な形成・発展という観点からは、プラットフォームに対する規律の在り方について、その必要性も含め、今後検討を進めておくことが必要と考えます。</p> <p>【P24、23 行目】</p> <hr/> <p>プラットフォームに対して、サービス提供における不当な差別的取扱いの禁止やサービスインターフェースに関する情報開示など、オープン性を確保するための規律を課すことに関し、個別のプラットフォームについて具体的に、その妥当性・必要性について市場実態を踏まえた検証・検討を行うことが必要と考えます。その際、プラットフォームは技術革新に対応してビジネス環境の変化が激しい分野であり、規律の在り方の検討に当たっては、一定の規律を適用する場合にもその必要性について不断に見直す必要があることも考慮</p>

	<p>能・影響力という観点で適用されるべき。(株)ソニー・放送メディア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寡占的プラットフォームの台頭を防ぎ、国民が多様な情報を享受し、またその伝送路についても合理的な経済負担で済むものが選択ができるよう、所要の方策を必ず導入できるよう切望。(株)毎日放送) ○ 今後、この2つのアプローチで、規律の必要性も含めて検討を進めることについては、基本的に賛成。(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「プラットフォーム」の定義が不明確。(社)日本経済団体連合会、楽天(株)) ○ プラットフォーム機能は、本中間とりまとめの記載にもある通り「技術革新に対応して最も変化の激しい分野」であることから、検討に当たっては、記載のように範囲を限定せず、幅広く捉えて議論がなされるべき。(株)エヌ・ティ・ティドコモ) 	<p>すべきと考えます。 【P24、33 行目】</p> <hr/> <p>プラットフォームとは、「物理的な電気通信設備と連携して多数の事業者間又は事業者と多数のユーザー間を仲介し、コンテンツ配信、電子商取引、公的サービス提供その他の情報の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービス」と位置付けることができ、具体的にはネットワーク上の認証・課金・決済サービス、ポータルサービス、サイバーモール、検索サービス、OSその他のネットワークと連携する端末上のソフトウェア機能、さらにはこれらを複合的に提供するサービスなど、その範囲は広範で内容も多岐にわたるものと考えます。 【P24、6 行目】</p>
<p>(2) プラットフォーム規律のアプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に、「高度な社会性・公共性のあるプラットフォーム機能を個別に定義」する場合には、判断基準となる尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要。(株)エヌ・ティ・ティドコモ) ○ 中間取りまとめでは、「プラットフォーム機能を個別に定義」、「個々に規律の必要性を検討すべき」とあるが、どのように個別対応をするのかを明確にすべき。(社)日本経済団 	<p>プラットフォーム事業者のうち、特に高度な社会性・公共性のあるものについて、利用者保護の観点等から規律の導入の必要性を検討することが必要と考えます。</p> <p>特に高度な社会性・公共性のあるプラットフォームとしては、衛星プラットフォーム以外に、ユーザー認証やセキュリティなど、誰もが公平に利用すべき、あるいはそれがないと不測の損害を利用者が被るおそれがある共通機能を利用者に</p>

	<p>体連合会)</p> <p>○ あるプラットフォームが社会的に広く利用されることで「公共性」を有したとしても、その公共性は放送事業の報道機関としての公共性や電気通信事業のライフ・ラインとしての公共性とは別の「公共性」と位置づけられるもの。したがって、あらゆるプラットフォームについて「極めて高い公共性を有している」と解されるような記述は修正すべき。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p>	<p>提供するものが想定されるものと考えます。</p> <p>【P25、21 行目】</p>
	<p>○ ボトルネック設備による市場支配力等に着目したプラットフォームのオープン性確保等の規律が必要。(KDDI(株)、マイクロソフト(株)、(株)毎日放送、(株)ジュピターテレコム、(社)日本ケーブルテレビ連盟、(株)ソニー・放送メディア)</p> <p>○ サービス開発等のインセンティブを確保し、各事業者の戦略的対応が可能となるよう、規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者の有するプラットフォームに限定する必要がある。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ プラットフォームをレイヤーの 1 つとして、法体系の在り方を検討することは、大変有意義な観点であり、特に、ボトルネック性に着目したプラットフォーム機能のオープン性の確保については、公正競争環境の創出並びに確保の観点で大変重要。((株)イーアクセス)</p>	<p>プラットフォームについて、一般的に「規模の経済性」や「ネットワーク外部性」による独占性・寡占性が生じやすいことを勘案し、市場支配力の濫用を防止し、情報の自由な流通を確保する観点から規律の導入の必要性を検討することが必要と考えます。</p> <p>【P26、4 行目】</p>
	<p>○ プラットフォーム機能が伝送インフラとともにその一部として提供されるからといって、プラットフォームにボトルネック</p>	<p>プラットフォームに対する規律については、①特に自由競争に委ねられているプラットフォームについては「ネットワー</p>

	<p>性が認められないにも拘わらず事前規制を課すことは不適切。(西日本電信電話(株))</p> <p>○ プラットフォーム機能におけるボトルネック性とは何かを明らかにされるべき。((株)エヌ・ティ・ティドコモ)</p> <p>○ 伝送サービス同様に市場支配力濫用規制に関しては、その監視体制を含め十分に議論すべき。(北海道総合通信網(株))</p> <p>○ インターネット上のプラットフォーム事業者は独占性・寡占性が生じやすく、google による他社メディアへ報酬を払わない形での記事のリンク、you tube によるライセンスを得ない映像配信など、現状、既にその市場支配力の濫用が問題となっている。コンテンツ、メディア産業の健全な発展のためにも、これ以上プラットフォーム事業者の市場支配力濫用が無いよう、インターネットにおけるコンテンツ提供及びライセンスに関わる課題につき、早急な対応をお願いしたい。(名古屋テレビ放送(株))</p>	<p>ク外部性」がどの範囲で発生するか分析が必要であること、②独占性・寡占性を認定するための市場範囲の画定方法が未定であること、③国際競争力の視点からはプラットフォームの開放は事業戦略の根幹であり、安易な規制はイノベーションを制約するおそれがあること、④技術革新により一定期間経過後新たなプラットフォームが登場し、市場構造が一変する可能性があること、⑤独占禁止法の事後規制により対応できる範囲があることなど、慎重に考慮すべき側面があり、上記の各点について実証研究等により厳密に評価し、規律の必要性も含め検討を進めるべきと考えます。</p> <p>【P26、16 行目】</p>
--	--	--

5 伝送インフラにおける法体系のあり方

項目	主な提出意見	研究会の考え方
(1) 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送／通信の利用区分にとらわれない形での制度構築は、様々なサービスが各種伝送路を柔軟に効率的に利用できるようになり、サービスの活性化が期待できるため賛成。 ((株)ソニー・放送メディア、宇宙通信(株)、(株)エヌ・ティ・ティドコモ、KDDI(株)) ○ 公正競争ルール、不当差別禁止等の規律は必要。(KDDI(株)、伊藤忠商事(株)、(株)ソニー・放送メディア) ○ アクセス手段の多様化等の進展を踏まえつつ、公正競争確保に必要な最小限度の規制とすべき。((社)日本経済団体連合会) 	<p>伝送路や端末の融合が進展するなかで、いつでもどこでも低廉に情報が流通・入手できる環境にするためには、事業者が通信・放送の区分やネットワークの種類等にとらわれずに、独創的なサービスを自由に提供できるようにすることが重要であり、また、そのような情報通信サービスの多様な展開は、我が国の情報通信産業の国際競争力強化という点からも求められるところであると考えます。したがって、伝送サービスや情報通信端末の経済社会への高い波及効果、国家戦略上の重要性を踏まえ、経済社会的視点及び利用者保護の視点に配慮しつつ、伝送インフラ規律全般の簡明化、柔軟化を図るべきと考えます。</p> <p>【P27、34 行目】</p>
(2) 伝送サービスに係る規律	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝送サービスの規律を統合することで、統合前よりも規制強化にならないような制度構築を希望。(ジェイサット(株)) ○ 公正な競争を促進し、利用者利益を拡大させるためには、現在の指定電気通信設備制度と同等以上の規制を確保し、有線電気通信設備におけるボトルネック設備を有するNTT 東西への規制を維持することが不可欠。 ボトルネック性の判断に当たっては、現状と同様に有線電気通信設備と無線電気通信設備を分けて判断する必要がある。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)) 	<p>伝送サービスに関する規律については、現行の電気通信事業法等と放送法制の放送伝送サービスに関する規律(自営型を除く)を集約・統合し、自由な事業展開に配慮しつつ公正競争促進・利用者保護について重点的に対応する制度に再構成すべきと考えます。</p> <p>【P29、1 行目】</p>

<p>(3)電気通信設備に係る規律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法体系が整備されることにより、規律が統一され、通信事業と放送事業を一つの無線局免許で行えるようになれば、行政手続きの負担が大幅に軽減され、通信・放送の区別なくスピーディーな事業展開が期待される。無線局免許の制度改革の推進を強く希望。(ジェイサット(株)、イーアクセス(株)) ○ 法制度の統合・簡素化にあたっては、現行の電波法並びに関連諸規則等において規定されている無線局免許手続き等の簡略化をはじめとする規制緩和をセットで検討する必要がある。(宇宙通信(株)) ○ レイヤー型の法体系に転換した際に、周波数割当や無線局免許における使用区分が、サービス提供の障害とならないよう、配慮が必要である。例えば、放送用の周波数では通信サービスができない等の規制を緩和するべき。(社)日本経済団体連合会) 	<p>電波に係る規律に関しては、本年1月の当研究会報告書「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方」において、電波を利用する新サービスの円滑な実用化を図るため、無線局の免許人等以外の者に一定の条件の下で無線局を運用させることができる制度の創設等を提言したところですが、さらに、国際競争力強化など経済社会的視点に留意し、可能な限り技術中立・サービス中立性に配慮しつつ、商用サービス用無線局の目的のできる限りの大括り化や、本年4月のICT改革促進プログラムにおいて盛り込まれた電波二次取引制度の拡大、通信・放送の区分にとらわれない形で利用を進めるための免許制度の見直しなどの制度変革を進めていくことが必要と考えます。</p> <p>【P29、17行目】</p>
-----------------------	---	--

6 レイヤー間の規律のあり方

項目	主な提出意見	研究会の考え方
(1) 基本的な考え方	<p>○ レイヤーを超えた市場支配力の行使に対する規制の検討が必要。(K V H (株)、ジェイサット(株)、(株)ジュピターテレコム、(株)ソニー・放送メディア)</p> <p>○ レイヤー間規制は真にボトルネック性が問題となっている領域に限定して実施すべきであり、ボトルネック性があるままでは言えないプラットフォームレイヤーなどについては除外すべき。(楽天(株))</p> <p>○ それぞれのレイヤーが今後とも健全に発達する為には、レイヤー間の連携が重要であり、連携を促進する様な規律が必要。(伊藤忠商事(株))</p>	<p>原則として各事業者の経営判断のもとで自由に事業統合・連携を進め、事業展開の多様化を促進することが重要と考えますが、他方、垂直型事業統合・連携が進展した場合、例えば伝送サービス・設備面でボトルネックを保有する事業者がその影響力をコンテンツ配信やプラットフォームに及ぼす動きや、誰もが視聴する有力コンテンツを囲い込んだ事業者がその影響力を他のプラットフォームや伝送サービスに及ぼす動きなどが生じ、レイヤーを越えて紛争が生じるおそれがあると考えます。このため、国民生活に不可欠な情報の流通やメディアの多元性の確保・公正競争促進のためのレイヤーを越えた取引規律並びに垂直型兼営の一部制限など、レイヤー間の規律の整備の必要性について検討することが必要と考えます。</p> <p>【P31、7行目】</p>
(2) 異なるレイヤー間の取引規律	<p>○ ユーザーが情報伝送路の選択を通じて、ネットワーク上でコンテンツやサービスを自由に選択でき、不当な差別的取扱いが行なわれないことが必要。また、レイヤー間のインターフェースのオープン性を確保し、特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、当該レイヤーの競争を阻害するようなことがないようにすべき。((社)日本経済団体連合会)</p>	<p>地域密着性や大規模災害など非常時における情報伝達など、あまねく普及すべき高い公共性を有するコンテンツ配信については、国民生活に不可欠な情報の流通やメディアの多元性の確保等の観点から、配信義務をプラットフォーム事業者や伝送サービス事業者に課す必要性等について検討することが必要と考えます。</p> <p>また、情報通信産業のレイヤー構造化に伴い、特定のレイヤーにおけるボトルネックを保有する事業者がその支配力を濫用し、他レイヤーの自らの関係企業を優遇したり競争者を差別したりすることによって、当該他レイヤーにおける公正</p>

	<p>○ マストキャリア制度の導入については、基幹放送のように高い公共性、地域性を有するメディアについて、何ら改変を加えることなく配信、伝送する義務などを伝送サービスに課すことは重要な検討課題。(名古屋テレビ放送(株)、(社)日本民間放送連盟、(株)毎日放送)</p> <p>○ 高い公共性を有するコンテンツ配信について、配信プラットフォームや伝送サービスに、一定の義務を課す必要性を検討することに賛成。(KDDI(株)、伊藤忠商事(株))</p> <p>○ ケーブルテレビ等の地上波以外のメディアでの地上波の再送信については、地上民放事業の公共性と地域性を念頭に当該事業者間の協議の上で可能な限り解決していくべき。マストキャリア・マストオファー制度の導入については、慎重な検討が必要。(朝日放送(株))</p> <p>○ 「マストキャリア」制度は、その内容次第では配信プラットフォームや伝送サービス側で、莫大なコストが発生する可能性があるため、導入について慎重に検討を行う必要がある。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</p>	<p>競争を阻害する可能性があるため、情報通信ネットワークについては、その機能の必要とする部分だけを切り出して独立したサービスとして提供するというサービス指向型の機能分離が進みつつあることも踏まえ、サービス同士の連携が円滑に行えるよう、レイヤー間のインターフェースのオープン性の確保策の必要性についても今後検討することが必要と考えます。</p> <p>【P31、23行目。P32、4行目】</p> <p>「特別メディアサービス」に関しては、多様なアクセス手段が国民に提供されることが望ましいが、他方、マストキャリア・マストオファー制度については、対価の扱いや著作権法上の位置づけなど慎重に検討すべき点もあるため、このような点も踏まえ、「特別メディアサービス」の対象となるコンテンツ配信サービスに関しマストキャリア・マストオファー制度を導入することの必要性について、今後検討することが必要と考えます。</p> <p>【P31、30行目】</p>
--	--	---

	<p>○ 大部分のケーブルテレビ事業者は、真に公共性の高い主要な地上波放送を既に再送信しているため、あえてマストキャリアー・マストオフナー制度を導入する必要性は低い。(株)ジュピターテレコム)</p>	
<p>(3)レイヤーを超えた垂直型兼営規律</p>	<p>○ レイヤーを超えた垂直型事業統合・連携の原則自由化に賛成。(ジェイサット(株)、(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、(株)ジュピターテレコム)</p> <p>○ 垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討することに賛成。(KDDI(株)、イーアクセス(株))</p> <p>○ 垂直型兼営に関しては伝送インフラ部分で公正な競争環境が促進できるようにすべき。(伊藤忠商事(株))</p> <p>○ 伝送設備のレイヤーにおいて圧倒的な市場支配力を有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼしうるため、「垂直型兼営の一部制限」ではなく、垂直型兼営については禁止すべき。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ 通信インフラ事業者の垂直型事業統合の禁止を検討すべき。(名古屋テレビ放送(株))</p> <p>○ レイヤーを超えたサービス統合・連携が進む中で、特定の</p>	<p>レイヤーを越えた垂直型事業統合・連携は原則として事業者の経営判断に委ねることとすべきですが、特定の事業者が、割り当てられた周波数やボトルネック設備を梃子にして他レイヤーにおける競争事業者の参入を阻止することで、自由な事業展開が妨げられるおそれがあると考えます。したがって、自由な経営判断に基づく企業の事業展開を尊重しつつ、レイヤー間のインターフェースのオープン性確保等の効果が十分発揮されないような具体的な事情があり、さらにロックイン効果や寡占性などが認められ、メディアの多元性確保や公正競争促進が妨げられる場合には、必要な限度で垂直型事業統合・兼営の制限などを制度的に措置することについて、必要性を検討することが必要と考えます。</p> <p>【P32、16行目】</p>

	<p>事業者についてのみバンドルサービスの提供等に制約を設けることは、利用者利便の観点から適当ではない。(西日本電信電話(株))</p> <p>○ レイヤーを超えた垂直型兼営規律は、事前に課されるべきではなく、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分。((株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ)</p> <p>○ レイヤーを超えた紛争を処理する枠組みの構築にあたっては、判断基準となる規範もしくは尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要。((株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ)</p>	<p>今後予想される垂直型事業統合・兼営及びこれに伴う事業者間紛争の増加に対応し、レイヤー内のみならずレイヤーを越えた紛争を処理する枠組みについても検討することが必要と考えており、総務省が早急に具体的制度設計に向けて検討を進めることを期待します。</p> <p>【P32、25 行目】</p>
--	---	--

その他

項目	主な提出意見	研究会の考え方
	<p>○ 著作権法制等も含めた総合的な法体系を検討すべき。(ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)、東日本電信電話(株)、マイクロソフト(株)、(社)日本民間放送連盟、(株)USEN)</p> <p>○ 執行する側の行政組織のあり方についても平行的に議論すべき。来るIP時代を見据え、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会として、電気通信・放送に関する独立規制機関の設置を検討すべき。本規制機関は、事業者、産業振興部門から独立した中立的な立場から、通信・放送分野の競争ルールの策定・執行、周波数配分などを担当すべき。(社)日本経済団体連合会)</p> <p>○ 情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制を併せて検討すべき。(楽天(株))</p> <p>○ 行政組織のあり方についても検討が必要。規制主体は政府から独立した機関を設置すべき。(メディア総合研究所、個人)</p>	<p>今後、著作権法制も含め、関係府省が連携して既存法制の整合性を検証、課題を再整理し、「包括的なユビキタスネット法制」として再設計する可能性についても議論すべきと考えます。</p> <p>【P34、1行目】</p> <p>今後具体的な制度設計の検討が行われる中では、その制度を運用する行政組織のあり方についても検討課題となり、例えば、有害情報対策に係るISP等の判断の支援や、レイヤーを越えた事業者間紛争の調停といった事項に対応するための中立的な組織を設けることの是非を検討するなど、行政組織のあり方についても幅広い検討が行われることを期待します。</p> <p>【P33、19行目】</p>